

「大阪府リサイクル製品認定マーク」表示要領

(趣 旨)

第1 この要領は、大阪府リサイクル製品認定要領（以下「認定要領」という。）第8条の規定に基づき、大阪府認定リサイクル製品（以下「認定製品」という。）にかかる表示に関し必要な事項を定める。

(マークのデザイン等)

第2 第1の表示デザインは図1及び図2のとおりとし、「大阪府リサイクル製品認定マーク」（以下「マーク」という。）と称する。

(マークの使用制限)

第3 マークは、大阪府のほか、次に掲げる者以外は使用することができない。

- (1) 大阪府リサイクル製品認定要領に基づき認定を受けた者
- (2) その他知事が認めた者

(マークの使用)

第4 第3に掲げる者は、認定要領第9条の規定に十分留意の上、認定製品の本体、包装、認定製品を紹介する印刷物等にマークを表示することができる。

(苦情の処理)

第5 マークを使用した者は、その使用に関して消費者等から苦情があった場合には、責任をもってその処理にあたらなければならない。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、マークの使用に関し必要な事項は、大阪府環境農林水産部循環型社会推進室が定める。

附 則

この要領は、平成16年9月30日から施行する。

この要領は、平成21年4月10日から施行する。

図 1



使用色

- ①文字色及び中央デザイン：C100M75（マンセル 7.5 PB 3/12）
- ②矢印：同上 アミ 40%
- ③左上葉部：C100Y60

単色で表示する場合は下記のとおりとする

上記①及び③：黒又は白

上記②：黒アミ 40%又は白アミ 40%

図 2



使用色

- ①文字色（④、⑤を除く）及び中央デザイン：**C100M75**（マンセル 7.5 PB 3/12）
- ②矢印：同上 アミ 40%
- ③葉部：**C100Y60**
- ④「わ」：**C60Y75**
- ⑤「エコ」：**C80**

単色で表示する場合は下記のとおりとする

- 上記①及び③：黒又は白
- 上記②及び④：黒アミ 40%又は白アミ 40%
- 上記⑤：黒アミ 70%又は白アミ 70%